

## 『隋書』に記された「夷邪久国」

後藤芳春

### I 序章

『隋書』東夷伝流求国には、以下のような記事が見える。

- A 大業元年、海師何蛮等、每春秋二時、天清風静、東望依希、似有煙霧之氣、亦不知幾千里。三年、煬帝令羽騎尉朱寬入海求訪異俗、何蛮言之、遂与蛮俱往、因到流求国。言不相通、掠一人而返。明年、帝復令寬慰撫之、流求不從、寬取其布甲而還。時倭国使來朝、見之曰、「此夷邪久国人所用也」。

隋の煬帝は、大業3(607)年に朱寬を流求国に派遣したが、言語が全く通じないため、「一人」を連行して帰国した。翌(608)年、再度朱寬を派遣したが、「流求国」側が従わず、やむを得ず「布甲」を取って帰国したという。「布甲」とは、植物繊維を編んで甲をなしたものと考えられ、布製の鎧のようなものと想像される(1)。たまたま訪問していた「倭国使」にこの「布甲」に就いて尋ねたところ、「此夷邪久国人所用也」という返答がみられたと伝える。「大業年間」と言えば、周知の如く、同倭国条に見える以下の記事が有名である。

- B 大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢。使者曰、「聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法」。其国書曰、「日出処天子致書日没処天子無恙」云々。帝覽之不悅。

倭国王多利思比孤が遣隋使を派遣した記事である。勿論、上記AとBに登場する「倭国使」とは『日本書紀』推古15(607)年条に記された小野妹子等遣隋使一行の事である。

拙稿の目的は、この煬帝による諮問が倭王権の屋久島地域に対する政策にどのような影響を与えていったのかという問題に関して焦点を当てて考察を加える事にある。従来は、「流求国」の所在地が現在の沖縄地域なのか、それとも台湾地域なのかという所謂「流求国論争」に重点が置かれ、当時の倭国側が隋の煬帝から諮問を受け「夷邪久国」をどのように意識し、それに対応して倭国側がその後どのように対応したかといった問題には注目されてこなかった(2)。『隋書』における煬帝の遣隋使への諮問や、屋久人の倭国への来航に関する『日本書紀』に記された史料は指摘されても、両者の史料の間に存在する歴史的背景に有機的なメスを入れる試行錯誤が見られなかった。

拙稿では、『隋書』流求国伝・同倭国伝、そして倭国・日本側の正史として編纂された『日

本書紀』や『続日本紀』等の史料を比較・検討して、倭王権、ひいては律令国家として再編されていった古代日本による屋久島地域に対する領域支配の成立に関する若干の考察を行う事で、倭国における辺境支配成立の国際的な契機を示してみたい。東アジアの動向が倭王権の諸政策を規定するという定義は今や大勢論であるが、屋久島という一領域に限定してその具体的な歴史的展開を描写する。

## II 日本側編纂史料における屋久島の現れ方

『日本書紀』における屋久島は、推古 24 (616) 年条に a 3 月、b 5 月、c 7 月条と 3 件記された記事が初見である。

- C a 掖玖人三口帰化。  
b 夜句人七口来之。  
c 亦掖玖人廿口来之。先五並三十人、皆安置於朴井。未及還皆死焉。

何れの記事も、推古 16(624)年に屋久島人がやって来た事に関する内容である。ただ、この屋久島人たちは、その後何れも死去してしまったが、これら一連の記事と『隋書』流求国伝の記事とを考え合わせると、少なくとも煬帝が妹子等に諮問してから 8 年後の事である。その諮問に対して妹子等が「夷邪久国」と答弁している事は、少なくとも 607 年、すなわち隋大業 3 年、推古 15 年以前に倭王権の支配者の意識に屋久島地域に関するある程度の知識があった事、すなわち、少なくとも倭王権が「ヤク」と発音される地名の存在を知っていた事を示唆するのではなかろうか。倭国側の史料には、煬帝の諮問した大業 3 年、倭国側では推古 15 年に相当する 607 年以前に、屋久島に関する記述は見られない。この点に留意して所謂「流求国」と当時認識された地理的領域を想定するならば、「布甲」の用いられた地域として東側地域に屋久島が含まれると考えられる。煬帝による諮問の以前に『日本書紀』における屋久島に関する記事が見られない事は、倭王権にとってこの地域がそれほど重要視されていなかった事を反映しているのであろう。C の a に記された記事には「帰化」という用語が確認されている。この「夷」文字は、「隋書」倭国伝に記された「夷邪久国」の「夷」を傍証する表現と考えられる。所謂「化外」を示す「夷」という文字が「邪久国」の頭部に添付されて表現されている事も、当時の倭王権による支配が十分には及ばない事を傍証しているのではなかろうか(3)。しかし、煬帝による諮問のあと、『日本書紀』における屋久島関連の記事が散見する。推古 24(616)年条の 3 例の後に、同推古 28(620)年 8 月条に「屋久人」が伊豆諸島に漂着した記事を記載、舒明元(629)年 4 月条に、田部連某が屋久島に派遣され、翌(630)年の 9 月に帰還している事、同 3 (631) 年 2 月に「屋久人」が「帰化」した事が記されている。更に下って、天武 11(682)年 7 月条は、種子島人・阿麻弥人等とともに賜禄の対象になっている。

### Ⅲ 7世紀初頭における煬帝の東アジア政策と、倭王権による屋久島への関与

『隋書』東夷伝流求国に確認されるように、煬帝が小野妹子等に「布甲」に関する諮問をしたのが大業4（608）年、『日本書紀』において「屋久人」に関する記事が初めて登場するのが推古24（616）年、少なくとも、両者の記事には8年のギャップが認められる。また、『隋書』倭国条には、九州地域に関する以下の記述が確認される。

D 明年、上遣文林郎裴清使於倭国。度百濟、行至竹島、南望耽羅国、經都斯麻国、迢在大海中。又東至一支国、又至竹斯国、又東至秦王国、其人同於華夏、以為夷洲、疑不能明也。又經十余国、達於海岸。自竹斯国以東、皆附庸於倭。

上記のDにおいて注目されるのは、九州地域と思われる地域を「以為夷洲」と表現している点である。「都斯麻国」と「一支国」は周知のように、ともに『魏志』倭人伝等にも記された地域で、それぞれ対馬と壱岐に相当し、「竹斯国」は、『記紀』等に記される「筑紫」、すなわち九州地域を表現する。さらに、「秦王国」は、大宝2（702）年『豊前国戸籍』等から推測されるように、所謂朝鮮半島からの渡来人やその子孫が多く確認される九州東北部に相当するものと考えられる(4)。Aにおいて倭国の使者が屋久島を「夷邪久国」と表現しているのは、Dの叙述から判断すると、「夷洲の屋久」と考えるべきではあるまいか。そして、煬帝の諮問があった大業4（608）年と屋久人が『日本書紀』に初見される推古24（616）年という8年間のギャップに関しては、以下のように推定する事が可能ではあるまいか。流求国の「布甲」に関する煬帝からの諮問を受けた遣隋使一行が帰国後、この諮問において「夷邪久国」の「布甲」に類すると答弁した事を当時の倭王権における最高権力者であった推古大王や蘇我馬子等に報告した。その報告を受けた倭国の支配者等が、従来ややもすれば曖昧だった屋久島地域への領域支配を確立する必要性を痛感して、何らかの働きかけを開始、その功が奏して屋久島から倭国に使者が派遣されたと推定したい。それでは、何故、倭王権の支配者たちは屋久島地域への支配をより確かなものにする必要性を痛感したのだろうか。

『隋書』倭国伝には、さらに以下のような記述がある。

E 新羅、百濟皆以倭為大国、多珍物、並敬仰之、恒通使往来。

Eの「新羅、百濟皆以倭為大国」という記述から窺われるように、隋側は朝鮮半島諸国との関係における当時の倭国の国力を高く評価していると思われる。その歴史的背景に少しメスを入れてみよう。

『隋書』百濟伝によると、倭国の遣隋使が煬帝に謁見した大業3（607）年、百濟も隋に朝貢して、高句麗の征討を要請しており、煬帝が許諾している。一方、同新羅伝によると、

文帝時代の開皇 14(594)年に新羅王を「楽浪郡公、新羅王」に封じている。高句麗の東南に位置する新羅を冊封する事は、煬帝の父文帝時代に始まっているのである。翻って、そのような7世紀初頭の朝鮮半島を巡る国際関係を念頭に置きながら、隋と当時の倭国との関係に焦点を当ててみたい。同倭国伝を参照しても、父文帝時代の開皇 20(600)年の第1回遣隋使がその政治に対する姿勢を説明したところ、「此太無義理」と非難・軽侮の対象になり文帝自ら訓戒した。その後、同倭国伝や『日本書紀』推古 11(603)年 12月壬申条にも見られる所謂冠位十二階制の整備等が進展したように、倭国側が隋側の政治姿勢に関する忠告に対しては忠実な姿勢を示していると考えたい。

確かに、Bに記されたように、煬帝は「日出処天子致書日没処天子無恙」と対等外交を求めた遣隋使に対して一応は「覽之不悦」と不快感を呈した。だが、その後の煬帝は、少なくとも遣隋使に対して冷淡な姿勢を示していない。むしろ、その煬帝が「流求国」から獲得した「布甲」等に関して遣隋使に諮問したり、倭国に使者を派遣しているぐらいである。その背景はどこにあるのだろうか。

煬帝は父文帝の時代とは対照的に周辺地域に対して積極的に軍事行動を起こした(5)。中でも『隋書』高麗伝によると、煬帝が遣隋使に「流求国」の「布甲」に関して諮問した年の3年後、すなわち大業 7(611)年に、大規模な高句麗遠征を断行している。前述の『隋書』百濟伝に記載された、大業 3(607)年における百濟側による高句麗征討の要請と、高句麗と国境を接する新羅や百濟が倭国を「大国」とみなしていると明記している記事とを考察すると、煬帝の高句麗遠征という軍事行動における倭国等の諸地域を自国側にひきつけたいという期待が窺われると考えられる。同様に、「流求国」への攻撃に際して考えると、獲得した「布甲」に関する煬帝の遣隋使への諮問には、朝鮮半島における百濟や新羅、そして倭国と通じて高句麗を挟撃する構図を描写していた事を想定させるように、「流求国」を攻撃する際には、国際政策上信頼をおける倭国と結んでおこうとする姿勢が現れていると考えられる。「流求国」の「布甲」に関する煬帝の諮問には、当時の隋と周辺諸地域との間に存在する以上のような歴史的背景が推定できよう。隋と高句麗との関係や新羅・百濟の倭国に対する評価から、倭国を比較的丁重にあつかったことは、当時の史実を反映するものと考えてよいだろう(6)。「流求国」への攻撃に際しても、その獲得品である「布甲」に関して遣隋使に諮問している事は、隋と倭国とをめぐり国際関係が決して冷淡なものではなかったことを示す史実ではなかろうか。当時の倭国側としても、煬帝の信頼に対応するべく、屋久島地域に対して何らかの働きかけの必要性を痛感したのではあるまいか。

さて、ここで注目したいのが a 『日本書紀』舒明元 (629) 年 4月条及び b 同 2 (630) 年 9月条の記事がある。

- F a 遣田部連 (欠名) 於掖玖  
b 田部連等至自掖玖

田部某が舒明元(629)年、屋久島に派遣され、翌(630)年9月に帰還している記事である。田部姓の派遣には、如何なる意味が含まれているのだろうか。ここで、田部という氏に注目したい。『日本書紀』や『古事記』、あるいは『播磨国風土記』等には示唆的な記事が確認できる。

G a 令諸国興田部屯倉(『日本書紀』景行57年10月条)(7)

b 此之御世 定田部 又、定東之淡水門。又、定膳之大伴部。又、定倭屯家。

又、作坂手池、即竹植其堤也。(『古事記』景行段)

c 佐岡 所以名佐岡者、難波高津宮天皇之世召筑紫田部令墾此地(『播磨国風土記』揖保郡)

景行や仁徳(難波高津宮天皇)等実在性の乏しい大王時代に関する伝承ではあるが、aのように「田部」と「屯倉」とが並列して記述されたり、bのように、「田部」が池等灌漑施設の整備に関する記事の中に記されたり、あるいは、cのように、開墾行為の記事に「田部」が記されたりしている事が注目される。従来から指摘されているように(8)、田部の設置は律令制導入以前の日本列島において、倭王権が支配拡大の手段に利用した屯倉制度と深い関係にある。若干の例をあげると、『日本書紀』の欽明30(569)年正月条には、吉備白猪屯倉において、田部を設置して徴税を確実にを行うために白猪田部丁籍を検定すると記されている。さらに前後するが、同欽明17(553)年条には、大和の大身狭屯倉に韓人の田部、小身狭屯倉に高句麗人の田部が記されている。欽明大王の時代と言え、蘇我大臣稲目が政権を掌握して、屯倉の設置と渡来人の積極的な活用による新しい支配を推進している時代だった。倭王権は、鉄資源の供給での最重要地としての吉備に屯倉を設置して民衆を田部として編成する事により支配強化をはかったのである。また、欽明17(553)年の大和における渡来人を田部として屯倉に配置した事例は、当時の蘇我稲目政権による渡来人の新しい技術や知識を活用した屯倉の配置を示唆する史実と考えられる。

さらに、H『隋書』倭国伝、および、隋の大業3(607)年に当たる推古15年に関して、I『日本書紀』推古15年条に以下のような記事が確認できる。

H 於倭国、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池。山背国、掘大溝於栗隈。且河内国、作戸苜池・依網池。亦每国置屯倉

第2回遣隋使が派遣された年、すなわち推古15(607)年にあたるこの記事には灌漑施設の整備や耕地開発が促進されていた事が記される。「每国置屯倉」という表現は、池や溝等の構築といった開発行為が支配拠点としての屯倉を中心に新しい開発技術を駆使しながら進展したことを示唆する。この記事から、7世紀初頭において、日本列島内では屯倉制度による地方支配の強化が展開していた事が確認できよう。ここから類推するなら

ば、屋久島に「田部連某」が1年半近くも派遣された事は、少なくとも、倭王権にとっては新たに屯倉等を設置して支配領域として取り入れていく姿勢を表現した行為ではなかろうか。

#### IV その後の古代編纂史料上における屋久島

種子島が『日本書紀』に記載されるのは、7世紀後半、国評里制度による地方行政の再編成が進行していった時代である(9)。すなわち、初見は天武6(675)年2月是月条で、その後、同8(679)年11月条、11(682)年7月条と現れる。その内容としては、所謂「朝貢」に類似する記事もあるが、地図の作製等支配領域の確定化等を想起させる記事もあり、さらに、『続日本紀』等には、和銅7(714)年4月25日条のように律令による国制を導入するための「印」の賜与、同養老6(722)年4月16日条のように「隼人」征討の対象国の1国として認識された記事、天平5(733)年6月2日条のように律令郡制の展開を示す記事等、律令制度に基づく支配強化を示唆する記事が散見する。この史実から、種子島の場合には少なくとも天武天皇の時代以降、律令制度の本格的な導入による支配領域化の路線が敷設されたと判断できよう。この点が、屯倉制による支配領域化に着手した屋久島とは異なるのである。

その際、次の2点が指摘できるのではあるまいか。第1点として、種子島が倭王権の支配者に注目されたのは、屋久島よりも遅れて天武天皇の時代、すなわち7世紀後半である事、第2点としては、それ以降、少なくとも律令支配上は屋久島よりも種子島の方に重点を置いた施策が展開していった事である。前者に関しては、『日本書紀』では、天武6(677)年以前に種子島に関する記載は皆無である。後者に関しては、『日本書紀』天武11(682)年7月条や、『続日本紀』文武3(699)年7月19日条に、種子島・屋久島の順序で記載されている事、同天平5(733)年6月2日条で、「種子嶋熊毛郡・益救郡」という記載が確認され、屋久島の住民に対して「多祢直」なる姓が賜与されている事から、律令地方行政上では屋久島が種子嶋司の配下に位置づけられている事が確認され、少なくとも奈良時代には種子島が屋久島よりも上位に認識されていた事が判明する(10)。

だが、『延喜式』に見える式内社では、種子島・屋久島地域における神社では「益救神社」が唯一であり、『新抄格勅符抄』所引大同元(806)年牒では神封1戸が規定されている。これは、屋久島の宮之浦岳が九州第一の標高を誇り、当時の航海者等にとっては、非常に目に付きやすい目印になったためではあるまいか(11)。屋久島が種子島よりも早く倭王権に認識されたのも、視覚的な理由が大きいためではなかったか。倭王権、そしてそれを継承する古代律令国家は、九州最高峰の宮之浦岳が所在する屋久島に対して、高峰に神威を求める意識をもっていたのではあるまいか。『鑑真和上東征伝』等に記された鑑真の来日は、困難な航海が語られているが、鑑真を迎える一行が乗船した船団に関する『続日本紀』天平勝宝6(754)年正月17日条の記事には、遣唐副使吉備真備が帰国の際、屋久島に漂着した事が

記載されている。危険な航海において、屋久島の宮之浦岳は航海者にとって重要な目印として機能した事を実証していると言えよう。

## V 結論

従来、倭王権による屋久島の領域支配に関する問題は、『記紀』等倭国・日本側の編纂史料を基盤に考察する方法がとられてきた。拙稿では、その政策を東アジアの動向から再検討するべく、『隋書』流求国伝に記された「流求国」を考察の入り口にした。「夷邪久国」が何故、『隋書』流求国伝に記載されているのかという歴史的背景にメスを入れることで、倭王権の政策を7世紀前半の東アジアの動向とリンクさせて考察する基礎的作業を試行したのである。

『隋書』流求国伝に記された煬帝の遣隋使への諮問と、遣隋使のそれに対する答弁は、倭王権にとって屋久島地域への支配を強化する必要性を認識させ、当時の支配制度である屯倉制度の適用をはかった。煬帝は、高句麗や「流求国」等に対する対抗上倭王権と結ぶ必要性を抱いていた。第2回遣隋使等に対する諮問は、この政策の一環と考えられよう。

7世紀前半、倭王権が種子島よりも屋久島の方に着目したのは、九州最高峰の宮之浦岳を有する屋久島が視覚的に顕著な存在だった。倭国の支配者は、宮之浦岳の高峰に威信を抱き、倭王権を継承した律令国家も、一般行政面では種子島を重視しながらも、【延喜式】に記載されているようにその高峰を対象とする益救神社を祭祀したのである。

煬帝の国際政策が倭王権、そしてそれを継承する古代日本の律令国家の辺境支配政策の流れを大きく規定したのであった。

## 註

- (1) 東恩納寛惇『琉球の歴史』(至文堂)、
- (2) 「流求国」が台湾地域なのか沖縄地域なのかといった問題点に関しては、伊能嘉矩『台湾文化志』(1928年西田書院より刊行 1965年に刀江書院より復刻)や東恩納寛惇前掲書、宮城栄昌『琉球の歴史』(1977年 吉川弘文館)、田中聡「蝦夷と隼人・南島の社会」(2004年 歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座1 東アジアにおける国家の形成』 東京大学出版会)等に言及されているが、ここでは直接にはふれない。『隋書』流求国伝の「夷邪久国」に関する煬帝の諮問を倭国側が具体的にどのように意識 料は紹介されているが、両者の有機的な相互関係には論及されていない。
- (3) 田中聡前掲論文)
- (4) 八木充『律令国家成立過程の研究』(1968年 塙書房
- (5) 金子修一 『隋唐の国際秩序と東アジア』(2001年 名著刊行会)
- (6) 同上

- (7) この条文の西暦は、『日本書紀』編者による作為が大きく、正確には記す事ができない
- (8) 平野邦雄『大化前代政治過程の研究』（1985年 吉川弘文館）等
- (9) 倭国、そしてそれを継承する古代日本律令国家で「郡」字が確実に使用されたのは大宝元(701)年の大宝律令施行以降である。それ以前は、「評」字が使用された。なお、この点に関する日本史学界の動向は、『国史大事典』（1990年 吉川弘文館 鎌田元一執筆）の「評」に関する解説に詳細に紹介されている。
- (10) 「嶋」とは島嶼地域に於ける律令行政上の用字であるが、種子嶋は、『類聚三代格』大同元(806)年9月3日太政官奏によると、行政整理の為に停廃され、大隅国に併合された。
- (11) 『日本地名大辞典 鹿児島県』（1998年 平凡社）の記述によると、屋久島の宮之浦岳は、標高 1935,3mで、その頂上に巨石があり、形か笠石と呼ばれ、高さは約 36mである。その下に益救石の石祠があり、一品宝寿権現を祀る。地元では、宮之浦集落にある里宮に対して奥宮という。